

中心市街地活性化のための 人材育成・確保に関する取組

令和6年度中心市街地活性化のための人材育成・確保等に関する調査業務について

1. 目的

- 認定基本計画に位置付けられた事業等の実施においては、特に初動期等においては外部専門人材の登用が合理的であるが、一方で、中長期的な観点においては、地域における多様なステークホルダー（商工会・商工会議所、商店街、まちづくり会社、行政等）の中から、地域の歴史・文化を十分に理解し、地域資源や既存ストックを活かしながら、今ある地域の課題の把握、その解決に向けた検討及び必要な調整等の実施までを一貫してコーディネートできる人材を地元で生み出すことが重要であり、もって、持続可能なまちを目指す上で必要不可欠。
- 中心市街地活性化に関する事業等に資する専門人材の育成、地域における専門的かつ客観的な知識及び経験を有する人材の確保等に必要な検討・調査を行い、中心市街地の活性化を推進。

2. 業務内容

<主な業務内容>

○中心市街地活性化を担う実施体制強化の検討及び実践

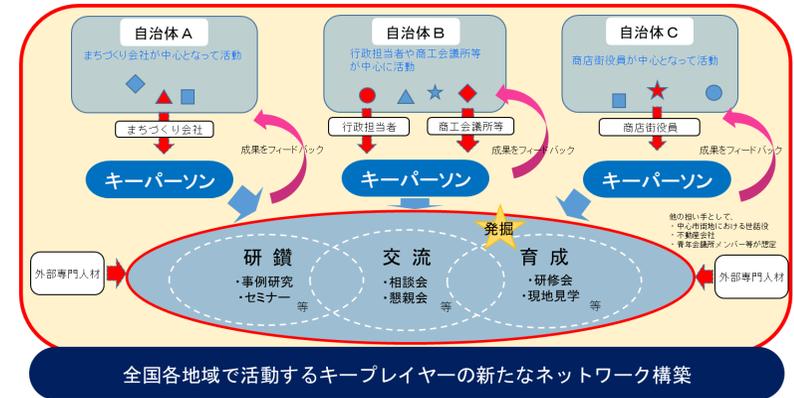
- ・全国の中心市街地活性化に取り組む市町村を中心として、各地域において中心市街地活性化を担う多様なステークホルダー（商工会・商工会議所、商店街、まちづくり会社、行政等）が情報交換し、自律的に「研鑽・交流・育成」を図るための組織（ネットワーク）の在り方について検討し、試行的に一定の組織を構築、運営する。
- ・今後ネットワークを円滑かつ効果的に運営していくに当たり必要な措置や解消すべき課題等について分析・検討。

【構成】

- ・上記ステークホルダーのうち各地域において中心市街地活性化に取り組み、一定の実績を有するキーパーソンとして考えられる者から10名程度を抽出、ネットワーク（試行版）の構成員とする。

【内容】

- ・研鑽・交流・育成を目的としたプログラムを構築するとともに、各人が地元に戻った後に一定の成果のフィードバックができるものとする。



第6回委員会事務局資料(テーマ2)「まちなか再生を担う実施体制の強化の方向性」より抜粋

※このほか、先進事例の抽出及び調査、中心市街地活性化に必要な人材の検討、シンポジウムの開催、中心市街地活性化促進プログラムの改定検討等を予定。

3. スケジュール(予定)

令和6年4月(下旬) 業務開始

※上記ネットワーク(試行版)については、下半期(おおむね9月から12月までの間)に実施。